

大阪府庁業務継続計画 地震災害編（第1版）の  
補訂について

平成26年3月

大阪府

## 大阪府庁業務継続計画(第1版)の補訂について

1. 補訂の概要	1
1.1 背景と位置づけ	1
1.2 業務継続計画の適用範囲(対象事象)	2
2. 想定災害の概要	3
3. 継続すべき最優先業務等	5
4. 最優先業務等に必要な業務資源(職員)の整理	7
5. 業務継続のための体制確立	9
5.1 職員確保(執務時間内の被災)	9
5.2 職員確保(執務時間外での職員参集)	10
6. 業務継続のための業務資源・環境の確保	13
6.1 庁舎(執務室)	13
6.2 電力	15
6.3 情報通信1(災害時優先電話を含む固定電話)	16
6.4 情報通信3(庁内情報基盤)	17
7. まとめ	18

## 1. 補訂の概要

### 1.1 背景と位置づけ

大阪府では平成21年6月に、上町断層帯地震Aを対象事象とした大阪府庁業務継続計画 地震災害編（第1版）（以下、現計画という。）を策定した。

その後、南海トラフ巨大地震に関し、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（内閣府に設置）において、平成24年3月31日（第一次報告）及び同年8月29日（第二次報告）に、震度分布並びに津波高及び浸水域等の推計結果がとりまとめられた。また、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（中央防災会議 防災対策推進検討会議に設置）において、平成24年8月29日（第一次報告）及び平成25年3月18日（第二次報告）に、建物被害・人的被害等の推計結果並びに施設等の被害及び経済的な被害がとりまとめられた。

こうした国の検討を踏まえ、大阪府においても、大阪府防災会議に「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」を設置し、大阪府域の詳細な被害想定を行うこととした。その結果、平成25年8月に津波浸水想定等が公表されるとともに、人的被害・建物被害（同年10月30日）並びにライフライン等施設被害及び経済被害等（平成26年1月24日）が公表された。

災害対応の実行性を高めるためには、南海トラフ巨大地震を対象事象に加えた現計画の改訂が必要であるが、そのためには、新たな被害想定を踏まえた災害応急対策業務などの最優先業務の抽出や必要な職員数の算定、参集不能・遅延を考慮した参集可能人員の算定など、業務資源の確保に関する抜本的な見直し作業が必要である。一方、平成25年8月に公表された津波浸水想定によると、咲洲庁舎への職員の参集ルートが多くが浸水区域に含まれ、大阪府に（大）津波警報が発表されている間は、咲洲庁舎への職員の参集が困難と想定されることが明らかになった。こうしたことを踏まえ、抜本的改訂を行うまでの対応として、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や現時点における業務資源（組織人員、庁舎等）を可能な範囲で考慮に入れた暫定的な業務継続計画を作成することとした。

暫定的な計画を作成するにあたっては、継続すべき最優先業務等を現時点の組織等に基づいたものに見直すとともに、職員確保に関し、執務時間外での発災の際の職員参集予測についても、現時点での業務資源を踏まえ、改めて実施した。ただし、参集不能・遅延の状況については、時間の制約から暫定的に現計画の考え方を基本とした。

こうした結果等を基に、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定等の被害想定を可能な範囲で考慮に入れ、職員参集場所や代替執務室など業務資源の確保に関する検討を行い、現計画の補訂として、暫定的に取りまとめた。

## 1.2 業務継続計画の適用範囲（対象事象）

現計画は、「上町断層帯地震A」を対象事象としていたが、南海トラフ巨大地震にあっても、業務継続に重大な支障を伴う状況が想定されることから、同地震を対象事象として追加する。

ただし、南海トラフ巨大地震を想定した災害応急対策業務の見直しや業務継続の支障度合いの想定等については、今後現計画の抜本的改訂を行うにあたって、詳細な検討を行うこととしており、本補訂においては、津波警報発表時において咲洲庁舎への職員の参集が困難となることなど、津波浸水想定等の被害想定を可能な範囲で考慮するものとした。

## 2. 想定災害の概要

対象事象に追加する「南海トラフ巨大地震」の想定災害は以下のとおりである。（大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料（H25. 8、H25. 10 及び H26. 1）より）

府全体では、最大で震度6強、死者が133,891人（津波からの避難が遅い場合）、全壊・全焼建物が179,153棟となるほか、ライフラインや交通施設にも広域的な被害が発生し、避難者数は1カ月後が最大で約192万人に達する。府庁本庁舎周辺では震度6弱の揺れが想定されており、津波浸水は大手前庁舎から約1.8km西にまで及ぶと想定されている。

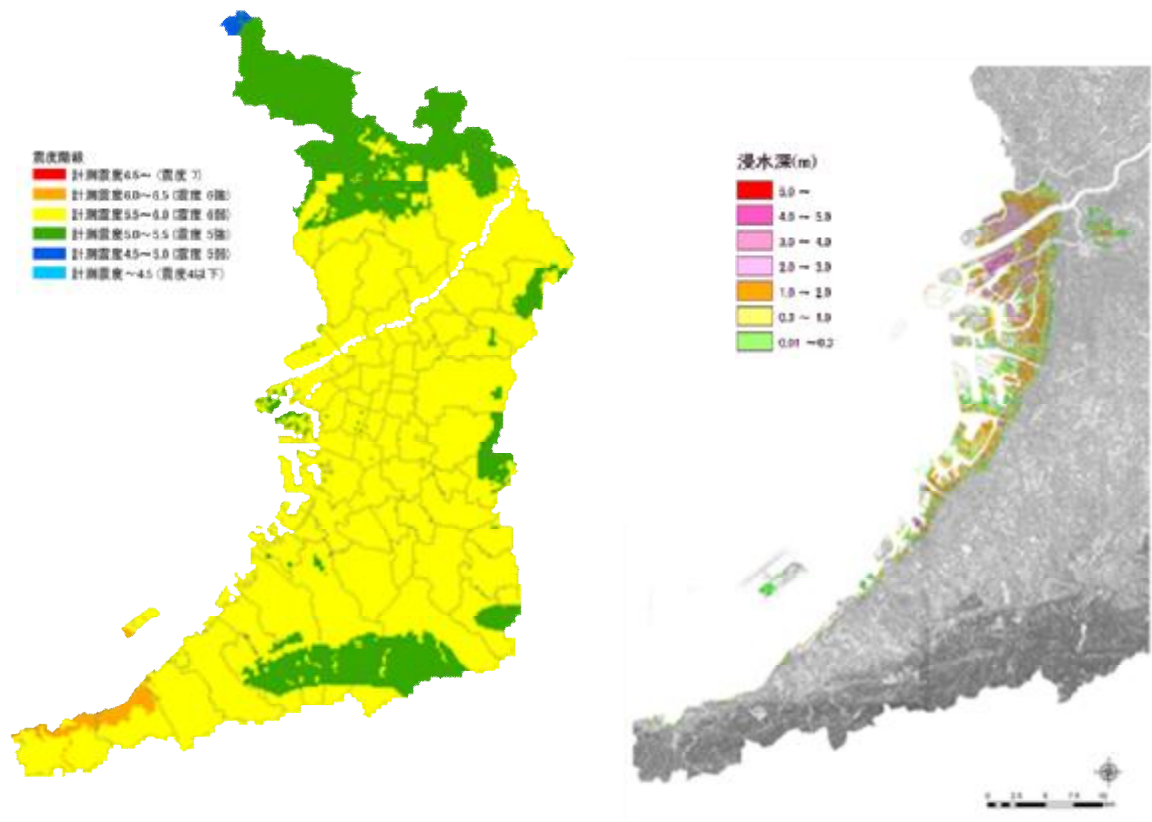


図 2-1 南海トラフ巨大地震における震度、津波浸水想定

出典：大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料

表 2-1 災害概要（南海トラフ巨大地震）

	災害概要
人的被害	死者 <b>133,891</b> 人、負傷者 <b>88,594</b> 人(津波からの避難率低の場合) (津波からの避難が迅速な場合、死者 <b>8,806</b> 人、負傷者 <b>24,766</b> 人) 建物倒壊:死者 <b>735</b> 人、負傷者 <b>19,966</b> 人(冬 18 時) 火災延焼:死者 <b>176</b> 人、負傷者 <b>3,526</b> 人(冬 18 時) 津波:死者 <b>132,967</b> 人、負傷者 <b>63,945</b> 人(冬 18 時、避難率低) (避難迅速:死者 <b>7,882</b> 人、負傷者 <b>117</b> 人(冬 18 時)) 急傾斜地崩壊:死者 <b>2</b> 人、負傷者 <b>2</b> 人(冬 18 時) ブロック塀の転倒等:死者 <b>11</b> 名、負傷者 <b>1,155</b> 名(冬 18 時)
建物被害	全壊・全焼 <b>179,153</b> 棟、半壊 <b>458,974</b> 棟
ライフライン被害	上水道:最大で約 <b>832</b> 万人が断水、約 <b>40</b> 日後に断水が解消 下水道:最大で約 <b>33</b> 万人が利用困難、約1ヵ月後に機能支障が解消 電力:最大で約 <b>234</b> 万軒で停電、1週間程度で応急送電がほぼ解消 ガス:最大で約 <b>115</b> 万戸で供給停止、1ヵ月後には供給停止率が <b>2%</b> まで解消 固定電話:最大で約 <b>142</b> 万件が不通、1ヵ月後には <b>3%</b> まで解消 携帯電話:発災直後は非常に繋がり難い状況、浸水域を除き <b>2</b> 日後にはほぼ回復
交通施設被害	道路: <b>1,883</b> 箇所で被災、 <b>13m</b> 未満道路の約 <b>5%</b> で閉塞 鉄道: <b>1,474</b> 箇所で被災 港湾:係留施設 <b>159</b> 箇所で被災(民間施設を含む)
避難者	発災1ヵ月後に最大で192万人発生
物資(備蓄)	発災後1週間の合計が最大で飲料水約 <b>8,931</b> 万リットル、食料約 <b>3,220</b> 万食不足、毛布は最大で <b>59</b> 万枚不足
帰宅困難者	最大で <b>146</b> 万人発生
医療機能	最大で <b>70,481</b> 人の医療対応力不足
災害廃棄物	約 <b>2,201</b> ~ <b>2,414</b> 万トン(津波汚泥含む)
経済被害	資産等の被害:約 <b>23</b> 兆円、生産・サービス低下:約 <b>6</b> 兆円

出典：大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料

### 3. 継続すべき最優先業務等

平成 25 年度の組織体制等に基づく、初動事務・最優先業務のうち主なものを示すと表 3-1 のとおりとなる。

(注) 今回の結果は、現計画において最優先業務等とされていたものを平成 25 年 11 月時点において、各部局において組織変更等を理由に見直したものである。

表 3-1 主な初動事務・最優先業務等一覧  
【平成 25 年 11 月時点】

		業務の前提となる事務	
初動事務	フェーズ1 【参集者(組織)がまずやるべきこと】	<b>S(業務対応能力確立のための事務)</b> (全所属での事務) ・職員の安否確認、職員・来庁者の救助・搬送、参集確認、指揮命令系統確立 ・執務室の安全確認・保全措置、インフラ(特に電力)の確保・復旧 ・災害時の情報システム(ネットワーク、業務関係システム)等の復旧 など  (初動事務の指揮・管理、全庁的などりまとめ) 【総務部人事局人事課】 職員参集状況の把握、職員の輸送計画に関すること 【総務部庁舎管理課】 避難誘導、庁舎被害確認・防災保全措置、電気・電話・ガス・排水・エレベーター等設備の防災保全措置 【総務部 IT 推進課】 庁内情報基盤(ネットワーク、メール、庁内 WEB 等)の復旧・運用	
		災害応急対策業務	通常業務 (平時から担っている業務)
最優先業務	フェーズ2-① 【発災後3時間以内】	<b>A(特に初動期の全庁的な災害応急対策業務)</b> (全庁的な災害応急対策業務) 【危機管理室】 災害対策本部運営等 被害情報等の収集・整理等 応急措置、災害応急対策の検討 【全部局】 ・各部の災害対策体制の確立  (初動事務の指揮・管理、全庁的などりまとめ):再掲 【人事局人事課】【庁舎管理課】【IT 推進課】	

	<p>フェーズ2-② 【発災後24時間以内】</p>	<p><b>B(各部局で最優先の災害応急対策業務)</b>  <b>(情報収集・連絡調整)</b>  【全部局】管理施設等の被災状況把握、関係機関との連絡調整  <b>(救助・救急)</b>  【健康医療部】医療救護班、救急医療施設との連絡・調整、輸血用血液の管理  <b>(管理施設利用者等の被災対応)</b>  【府民文化部】府大、文化施設等、国際会議場  【福祉部】障がい者施設、高齢者施設、保育所等  【商工労働部】高等職業技術専門学校等  【環境農林水産部】自然公園、漁港・海岸施設  【都市整備部】道路災害対策(人命救助等)、施工現場の安全対策  【住宅まちづくり部】府営住宅、保全対象施設  【教育委員会事務局】学校、体育館、図書館等  <b>(所管危険物の被災対応)</b>  【健康医療部】毒物・劇物の漏洩事故等への対応  【環境農林水産部】高濃度ダイオキシン類汚染物、特定動物の飼養保管施設の安全管理  【危機管理室】石油コンビナート等災害防止法に基づく事務  <b>(関連災害に対する備え)</b>  【環境農林水産部】林野火災、山地災害等に関する情報収集、ため池水防  【都市整備部】海岸保全、河川・土砂・ダム災害対策  【住宅まちづくり部】応急危険度判定  <b>(輸送インフラの被災対応)</b>  【政策企画部】関西国際空港、大阪国際空港  【都市整備部】港湾施設、道路、鉄道・モノレール等の復旧対策  <b>(被災府民の生活・事業者活動支援)</b>  【府民文化部】応急生活物資の調達、安定供給及び情報収集・提供等に係る連絡調整  【健康医療部】粉乳、仮設・簡易トイレの調達斡旋、生活用水の確保(災害時協力井戸関係)  【環境農林水産部】食料の調達斡旋  【都市整備部】下水道の応急対策  【住宅まちづくり部】空き家情報の収集・公開</p>	<p><b>B'(各部局で最優先の継続通常業務)</b>  <b>(府民の安全確保)</b>  【健康医療部】他要因での感染症が発生した場合の業務  【都市整備部】水防業務  <b>(庁内または外部機関の、最優先の災害応急対策業務の前提)</b>  【健康医療部】医療機関情報システムの管理  【環境農林水産部】産業廃棄物処理業許可等申請業務の受付  <b>(府民生活や府経済への支障回避)</b>  【総務部】住民基本台帳ネットワークの復旧  <b>(府民への情報提供・広報)</b>  【府民文化部】府民お問合せセンターの運営  <b>(府の信用失墜を回避)</b>  【府民文化部】来庁中の外国要人の安全確保等</p>
	<p>フェーズ3-① 【発災後72時間以内】</p>	<p><b>C(災害応急対策業務)</b>  <b>(関係機関との連絡調整)</b>  【全部局】関係機関との連絡調整 等  <b>(輸送インフラの応急復旧)</b>  【都市整備部】被災道路の暫定および本復旧  <b>(生活インフラの応急復旧)</b>  【教育委員会事務局】府立高等学校等の被害状況に応じ、緊急対策が必要なものの整備  <b>(府民生活や府経済への支障回避)</b>  【商工労働部】緊急物資(生活必需品)の調達斡旋  <b>(その他)</b>  ※その他の所管施設や工事現場の被災状況確認、産廃の許認可、広域火葬の調整 等</p>	<p><b>C'(優先させる通常業務)</b>  <b>(府民への情報提供・広報)</b>  【府民文化部】外国人が必要とする情報の収集及び外国人に対する行政情報の提供  <b>(府民生活や府経済への支障回避)</b>  【財務部】税務情報システムの運用  【住宅まちづくり部】住宅相談業務、建設業許可・更新事業及び宅建免許許可・更新業務  【都市整備部】水防に関すること 等</p>



#### 4. 最優先業務等に必要な業務資源（職員）の整理

3章で示した最優先業務を継続するために必要な職員数をフェーズ別に整理した表及び場所（建物・地区）別、に整理した表を示すと次のとおりとなる（表4-1、表4-2、表4-3）。

表 4-1 最優先業務等に必要な職員数（フェーズ別）

	フェーズ2-① 【発災後3時間以内】	フェーズ2-② 【発災後24時間以内】	フェーズ3-① 【発災後72時間以内】
業務の種類	A:特に初動期の全庁的な災害応急対策業務	B:各部局で最優先の災害応急対策業務 B':各部局で最優先の継続通常業務	C:部局優先業務
業務数(注)	78	66 (144)	52 (196)
必要職員数(注)	451	343 (794)	256 (1050)

( )内は累計

(注)「業務数」は、個々の最優先業務等に対し、必要な職員や資源が同じ業務を一群としてとりまとめたものの数。

また「必要職員数」は、それら一群の業務を遂行するのに必要な一日あたり職員数を、足し合わせたもの。

表 4-2 最優先業務に必要な職員数（建物別）

	フェーズ2-① 【発災後3時間以内】					フェーズ2-② 【発災後24時間以内】					フェーズ3-① 【発災後72時間以内】
業務の種類	A:特に初動期の全庁的な災害応急対策業務					B:各部局で最優先の災害応急対策業務 B':各部局で最優先の継続通常業務					C:部局優先業務
建物分類 (※)	本館	別館	咲洲	他の府所有施設	その他民間ビル等	本館	別館	咲洲	他の府所有施設	その他民間ビル等	※未把握
業務数(※)	17	34	25	8	3	19	23	24	2	1	
必要職員数 (※)	36	253	98	64	0	67	135	125	12	4	

※「業務数」は、個々の最優先業務に対し、必要な職員や資源が同じ業務を一群としてとりまとめたものの数。

また「必要職員数」は、それら一群の業務を遂行するのに必要な一日あたり職員数を、足し合わせたもの。

なお、同一業務において、複数の建物で実施する場合は、建物ごとに業務数をカウント。(重複あり)

※「必要職員数」について、複数の建物で実施し、人数の分割ができない場合は、一つの建物に計上している。

※「本館」「別館」等の建物分類の記述は、具体的には以下の建物を表す。

建物分類	建物名称
本館	本館
別館	府庁別館
咲洲	咲洲庁舎、ATC
他の府所有施設	新別館北館、新別館南館、分館 6 号館
その他民間ビル等	森田ビル、府立労働センター、エルおおさか南館、NSビル、データセンター、マイトームおおさか、MOBIO(クリエイション・コア東大阪)

**表 4-3 最優先業務に必要な職員数（地区別）**

	フェーズ2-① 【発災後3時間以内】	フェーズ2-② 【発災後24時間以内】	フェーズ3-① 【発災後 72 時間以内】
業務の種類	<b>A:特に初動期の全庁的な 災害応急対策業務</b>	<b>B:各部局で最優先の災害 応急対策業務</b> <b>B':各部局で最優先の継 続通常業務</b>	<b>C:部局優先業務</b>
大手前(※)	<b>353</b>	<b>218 (571)</b>	<b>151 (722)</b>
咲洲	<b>98</b>	<b>125 (223)</b>	<b>105 (328)</b>
合計	<b>451</b>	<b>343 (794)</b>	<b>256 (1050)</b>

( ) 内は累計

※大手前には、上記建物分類のうち、咲洲以外のすべてが含まれる。

## 5. 業務継続のための体制確立

### 5.1 職員確保（執務時間内の被災）

#### (1) 業務資源の確保に係る想定

執務時間内に発災した場合に、引き続き業務に従事可能な職員数については、現計画に記載されていた建物については、現行どおりとし、咲洲庁舎については、現計画において耐震性を有するとされている建物と同じものと想定した（なお現在、咲洲庁舎における長周期地震動の影響や抜本的な対策について検討を進めており、上記想定については、その検討結果を踏まえて再点検を行うものとする）。

その結果、甚大な建物被害を伴う本館では約半数の職員、分館6号館では約1/4の職員が業務への従事が困難とし、その他の建物は、業務への従事が困難な職員の割合は数%以内に止まると想定する。

本補訂では、大手前で約2,300の職員のうち約1,900人が業務に従事可能と想定し、咲洲庁舎では、約1,600人の職員のほぼ全てが業務に従事可能と想定する。

#### (2) 業務資源の必要量

4章によると、最優先業務で必要とされる職員等の人数は、発災後3時間では大手前で約350人、咲洲で約100人、1日目（24時間）では大手前で約570人、咲洲で約220人、3日目（72時間）では大手前で約720人、咲洲で約330人となっている。

(1)と比較すると、多くの本庁職員が発災後も継続して業務に従事することにより、最優先業務に必要とされる職員数を確保できると考えられる。

## 5.2 職員確保（執務時間外での職員参集）

### (1) 業務資源の確保に係る想定

執務時間外に大規模地震が発生した場合の職員参集状況について、平成 25 年 5 月時点における本庁職員の居住地の情報を踏まえて予測を行った。

その結果、上町断層帯地震では、全員徒歩によると、大手前庁舎には発災後 3 時間で約 180 人、1 日目（24 時間）で約 680 人、3 日目（72 時間）で約 910 人が庁舎へ参集可能と想定された。自転車参集とした場合には、3 時間で約 380 人が参集可能と想定された（1 日目（24 時間）以降は徒歩と同じ）。また、咲洲庁舎では、全員徒歩で発災後 3 時間では約 10 人、1 日目（24 時間）で約 380 人、3 日目（72 時間）で約 510 人が庁舎へ参集可能と想定された。自転車参集とした場合には、3 時間で約 200 人が参集可能と想定された（1 日目（24 時間）以降は徒歩と同じ）。

なお、南海トラフ巨大地震では、後述のように、咲洲庁舎勤務の本庁職員も原則として大手前（非常参集場所）に参集することとしていることから、その前提で参集予測を行った結果、発災後 3 時間で全員徒歩では約 230 人、1 日目（24 時間）で約 1,010 人、3 日目（72 時間）で約 1,350 人が大手前へ参集可能と想定された。自転車参集とした場合には、3 時間では約 540 人が参集可能と想定された（1 日目（24 時間）以降は徒歩と自転車は同数）。

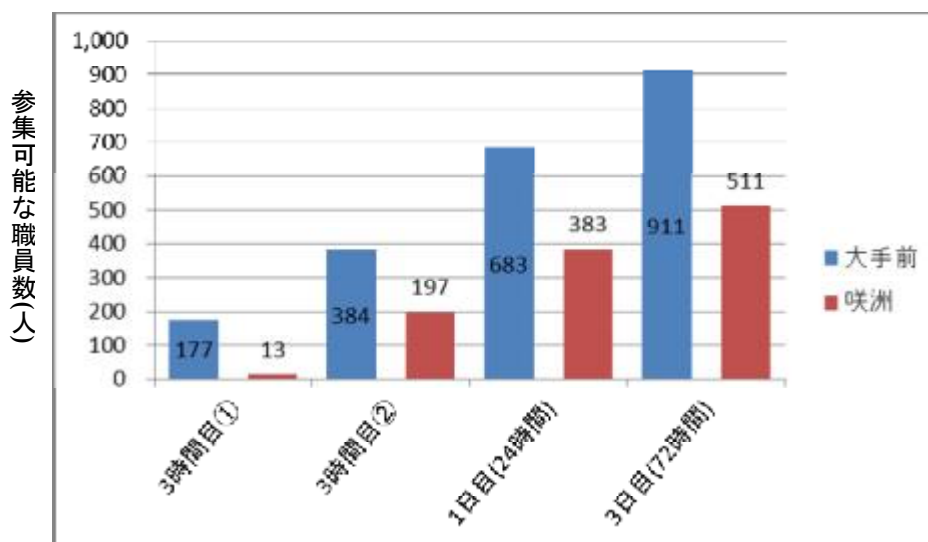


図 5-1 業務資源の確保に係る想定（職員参集）〔上町断層帯地震 A〕

※3 時間目①は徒歩、3 時間目②は自転車による参集シミュレーション  
1 日目（24 時間）及び 3 日目（72 時間）は徒歩、自転車による差はない。

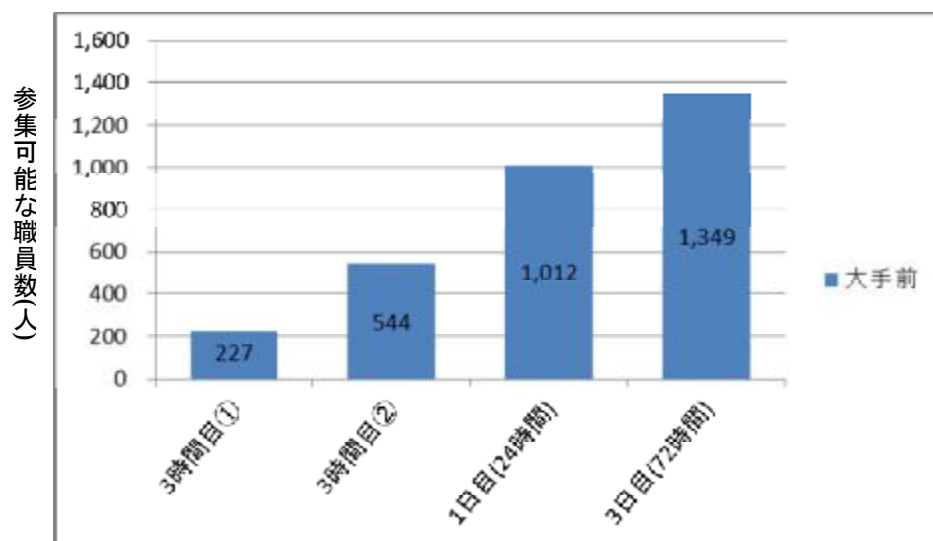


図 5-2 業務資源の確保に係る想定（職員参集）〔南海トラフ巨大地震〕

※3 時間目①は徒歩、3 時間目②は自転車による参集シミュレーション  
1 日目（24 時間）及び 3 日目（72 時間）は徒歩、自転車による差はない。

## (2) 業務資源の必要量

4 章によると、最優先業務で必要とされる職員等の人数は、発災後 3 時間では大手前で約 350 人、咲洲で約 100 人の合計約 450 人、1 日目（24 時間）では大手前で約 570 人、咲洲で約 220 人の合計約 790 人、3 日目（72 時間）では大手前で約 720 人、咲洲で約 330 人の合計 1,050 人となっている。

(1)と比較すると、上町断層帯地震では発災後 3 時間で徒歩による参集では、大手前で約 180 人、咲洲で約 90 人が不足するものの、自転車による参集では必要人数が確保されると予想される。また、南海トラフ巨大地震では、同じく発災後 3 時間で徒歩による参集では約 220 人が不足するものの、同じく自転車による参集では必要人数が確保されるものと予想される。

## (3) 業務資源の確保対策

災害時において業務に従事可能な職員を確保するために、以下の対応を実施する。

- ・ 本計画の想定地震（上町断層帯地震 A・南海トラフ巨大地震）は、非常 3 号配備（府域で震度 6 弱以上の震度を観測）に該当する事象であるため、全職員は発災後に速やかに勤務場所（大手前庁舎・咲洲庁舎等）に参集する。ただし、

大阪府に（大）津波警報が発表されている場合は、咲洲庁舎勤務の本庁職員は原則として大手前(非常参集場所)に参集する。

- 発災後1日（24時間）以内における職員数の確保のため、公共交通機関が停止している場合であっても職員は可能な限り自転車による参集を行い、より短時間で必要人員が確保されるよう努める。また発災後数日間は交代要員の確保が容易ではないと予想されたため、発災直後は可能な範囲で休憩等を行うこととし、発災後数日以内を目標として、人事課及び危機管理室、各部局のロジ担当は、交替勤務が行えるシフトを取ることに努めることとする。

## 6. 業務継続のための業務資源・環境の確保

### 6.1 庁舎（執務室）

#### (1) 業務資源の確保に係る想定

大阪府本庁が業務で利用している建物の利用可能性については、現計画での想定をベースに、本補訂では以下のとおり想定する。

本館、分館6号館、森田ビル、府立労働センターについては、上町断層帯地震・南海トラフ巨大地震ともに、建物が使用不能となる可能性が高いと想定する。咲洲庁舎を含むその他の建物は一部で被害は伴うものの使用可能と想定する。ただし、南海トラフ巨大地震では、大阪府に（大）津波警報が発表され、執務時間外での発災においては、咲洲庁舎への職員参集は困難と想定する。

表 6-1 業務資源の確保に係る想定（庁舎）

想定	建物名	執務室がある部局名
利用可能	府庁別館	総務部（庁舎管理課、庁舎周辺整備課、IT推進課）、府民文化部（府政情報室）、福祉部、都市整備部、教育委員会事務局（文化財保護課を除く）
	新別館北館	政策企画部（危機管理室、防災センター）、財務部（税務局）
	新別館南館	政策企画部（青少年・地域安全室）、総務部（人事局）
	咲洲庁舎	総務部（人事局、庁舎管理課、統計課）、財務部（税務局、財産活用課）、府民文化部、商工労働部（バイオ振興課、ものづくり支援課、就業促進課を除く）、環境農林水産部、住宅まちづくり部（タウン推進局を除く）、教育委員会事務局（文化財保護課）、人事委員会事務局、収容委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、
	マイドームおおさか	府民文化部（都市魅力創造局）
	千里ライフサイエンスセンター	商工労働部（バイオ振興課）
	クリエイション・コア東大阪	商工労働部（ものづくり支援課）
	NSビル	住宅まちづくり部（居住企画課）
りんくうタウン駅ビル	住宅まちづくり部（タウン推進局）	

想定	建物名	執務室がある部局名
利用不能	府庁本館	政策企画部（危機管理室、青少年・地域安全室を除く。） 総務部（法務課、人事局、市町村課）、財務部（財産活用課を除く）、府民文化部（府政情報室）、健康医療部、会計局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局、各会派控室
	分館 6 号館	総務部（契約局）
	森田ビル	財務部（税務システム）
	府立労働センター	商工労働部（就業促進課）、労働委員会事務局

## (2) 業務資源の需要

最優先業務のうち使用不能となる建物での実施が通常想定されている業務は、本館で 47 業務（全体の約 25%）、分館 6 号館で 1 業務（全体の約 0.5%）、森田ビルで 1 業務（全体の約 0.5%）、府立労働センターで 1 業務（全体の約 0.5%）となっている。また、咲洲庁舎での実施が通常想定されている業務は、74 業務（全体の約 40%）となっている。

現状ではこれらの建物が使用不能又は参集困難となった場合の代替施設は確保されていないため、新たに代替施設や情報通信設備等の確保が必要となる。

## (3) 業務資源の確保対策

災害時における対応は基本的に現計画のとおりとするが、電力の確保及び最優先業務に必要な物品（パソコン、通信機器、什器等）の確保の観点から、代替施設としては別館の利用を基本に考えるものとする。

この場合、平時に別館で執務をしている所属にあっては、災害時に継続すべき最優先業務等以外の業務は停止し、他所属の最優先業務等に携わる職員に余剰の執務スペースを明け渡すこととする。なお、平時に別館で執務をしていない所属が、災害時にスムーズに執務を開始できるよう、予め代替執務室として使用する場所を特定し、関係者間で情報共有を図るなど、事前準備を行っておくものとする。

### 【代替施設の候補】

- ①別館（平時の執務人数 1,504 人（平成 25 年 5 月 1 日現在））
- ②新別館（危機管理室が使用する部分以外には自家発電設備がないことから電力が確保されることを前提とする。）



## 6.2 電力

### (1) 業務資源の確保に係る想定

現計画の想定に加え、次の事項を加える。

上町断層帯地震が発生した場合における咲洲庁舎については、自家用発電機の稼働可能時間（108時間）内には電力供給が再開するものと想定する。

南海トラフ巨大地震が発生した場合における想定については、今後、詳細な検討を行う必要があるが、発災直後の大阪府全体の停電率が55%であり、1日後には約15%までに停電が解消されることなどを踏まえ、暫定的に上町断層帯地震の場合と同様（約24時間で外部からの電力供給が再開する）と想定する。

この結果、業務資源に係る想定（電力）に関する表を示すと表6-2のとおりとなる。

表 6-2 業務資源の確保に係る想定（電力）

庁舎	想定結果
別館	発災直後は自家用発電機(1,200kW、56時間利用可能)が起動し、別館及び本館の最大電力需要(約2,000kW)の約6割を供給可能である。また、自家用発電機の稼働可能時間内に電力供給が再開すると考えられるため、発災直後から継続して電力の利用が可能である。
本館	別館に設置している自家用発電機から電気を供給できるが、別館と本館間のケーブル等に損傷ある場合は停電する(電力供給が再開されてもケーブル等に損傷がある場合は同じく停電する)。また、ガスによる小規模な自家用発電機(800kw)が整備されているが、その切り替えに約1時間程度の停電が想定される。なお、ガスの供給が停止した場合は停電する。約24時間で外部からの電力供給が再開するが、建物が利用不能となる可能性がある。
咲洲庁舎	発災直後は自家用発電機(2,000kW、108時間利用可能)が起動し、執務室の照明・コンセントの1/3及びエレベータを使用することが可能である。また、自家用発電機の稼働可能時間内に電力供給が再開すると考えられるため、発災直後から継続して電力の利用が可能である。
分館6号館、森田ビル、府立労働センター	自家用発電機が整備されていないため発災直後は停電する。約24時間で外部からの電力供給が再開するが、建物が利用不能となる可能性がある。
その他の庁舎	自家用発電機が整備されていないため発災直後は停電し、約24時間で外部からの電力供給が再開する。

### 6.3 情報通信 1（災害時優先電話を含む固定電話）

#### (1) 業務資源の確保に係る想定

災害時優先電話及び公衆電話の設置数に関する表を示すと表 6-3 のとおりとなる。

表 6-3 災害時優先電話及び公衆電話の設置数

	災害時優先電話	公衆電話	合計
府庁本館	10	2	12
府庁別館	2	2	4
新別館北館	6	0	6
新別館南館	0	0	0
分館 6 号館	0	0	0
咲洲庁舎	1	4	5
(大阪府庁電話交換機)	53	-	53
合計	72	8	80

注) 災害時優先電話及び公衆電話は、いずれも、平成26年2月現在の数字である。

## 6.4 情報通信 3（庁内情報基盤）

### (1) 業務資源の確保に係る想定

大規模災害時において、インターネットやメール、ホームページが情報収集、情報提供の手段の一つとなっている。このため、本府の重要な I T 資産を順次データセンターに配置するとともに、データセンターと別館、新別館をつなぐ基幹的なネットワーク回線の二重化など強靱対策を実施してきた。

本補訂では、データセンターに設置しているサーバ等には著しい被害が発生することはないと想定する一方、津波による浸水エリア等に所在する庁舎では、通信が途絶することにより、庁内ネットワークの利用が困難（約 4 日間）となる可能性があるかと想定する。

### (2) 業務資源の需要

現在では、最優先業務の多くがネットワーク利用への依存が大きい実態を考慮すると、災害時においても庁内情報基盤の確保が重要である。

### (3) 業務資源の確保対策

大規模災害時において業務資源である庁内情報基盤を確保するために、以下の対応を実施する。

- ・ I T 推進課は、庁内情報基盤の設備や機能を復旧する。
- ・ I T 推進課は、保守・運用等に関する事業者に対して、要員の派遣及び復旧をすみやかに要請し、連携して復旧作業にあたるものとする。

## 7. まとめ

本補訂は、南海トラフ巨大地震を対象事象に加えた現計画の改訂を行うまでの暫定的な対応として、現計画の一部修正を行うものであり、平成 26 年 1 月 17 日に実施した地震・津波災害対策訓練における参集・初動対応訓練の結果などを踏まえ策定したものであるが、訓練結果から現れた課題等に対して、すべて対応済というわけではない。今回の補訂で結論に至らなかった項目については、今後の現計画の改訂作業の中でさらに検討を行うこととし、今後、速やかに現計画の改訂に向けた検討を行っていく。